

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成28年4月8日から同年5月7日までの間、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令案」等に対する意見の募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成28年政令第224号）
- (2) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第12号）

2 命令等の案を公示した日

平成28年4月8日

3 御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令案」等の内容に関する御意見以外のものについては、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	5件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	4件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	1件

5 その他

表記の適正化のため、別紙2のとおり、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案について、技術的修正をしました。

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令案について

(1) 第 1 条関係

【御意見の概要】

金融庁、食品安全委員会及び国土地理院の庁舎を加えることが適当である。金融庁及び国土地理院は、災害対策基本法に基づき内閣総理大臣が指定した指定行政機関であり、食品安全委員会は内閣に設置された原子力防災会議の参集機関であるから。

【御意見に対する考え方】

緊急事態において緊急参集チームのメンバーとして各行政機関から官邸に参集することが求められている者が所属しているような行政機関を対象危機管理行政機関として規定し、当該対象危機管理行政機関の主たる庁舎や緊急参集チームのメンバーが常時勤務している庁舎を対象施設とすることとしています。

そのため、金融庁及び国土地理院の庁舎については規定することとはいたしません、食品安全委員会の庁舎については規定することとしております。

(2) 第 2 条関係

【御意見の概要】

原子力災害対策特別措置法第 2 条第 4 号に規定する原子力事業所のすべてを対象とすることは適当ではない。例えば、試験研究用等原子炉のうち出力が低いものについては、政令の対象とする必要はない。

【御意見に対する考え方】

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第 2 条第 4 号に規定する原子力事業所については、テロリズムが行われた場合に、周囲に対する放射性物質による汚染等の影響が生じ、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれがあると想定されます。

なお、具体的な対象施設については、原子力災害対策特別措置法第 2 条第 4 号に規定する原子力事業所のうちから、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）第 1 条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、国家公安委員会が指定することとなります。

2 その他

【御意見の概要】

- 本案に賛成。無人飛行体を用いて国の重要な機関や原子力発電所など国民生活に重要な影響を及ぼす可能性のある建物周辺を偵察するような行為は、国家国民に対する破壊活動につながる恐れがあり、法律で規制し厳罰を処すべきである。
- 特に問題ないのではないかと思われた。ドローン等は公安的に問題な場合があるので、その様なものに対しては規制を行うのは妥当と考える。

【御意見に対する考え方】

警察では、今後も引き続き、小型無人機等対策に万全を期してまいります。

修正点について

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案

本規則案による改正後の規則第 6 条第 3 号について、技術的修正をしました。